令和　８年（ケ）第　　１２号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月２０日
秋田地方裁判所民事第２部
裁判所書記官　石　田　志　保

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　４日から 令和　８年１２月１１日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１５日　午前１０時００分 秋田地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　５日　午後　１時００分 秋田地方裁判所民事第２部
特別売却実施期間	令和　８年１２月１６日　午前　８時３０分から 令和　８年１２月１６日　午後　５時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，保険会社，株式会社商工組合中央金庫，農林中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月２０日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	19, 190, 000 15, 352, 000	一括	3, 838, 000	362, 394	非課税
1	13, 096, 000				
2	6, 094, 000				
備考	民事執行規則３０条の３による価額変更				

令和　８年（ケ）第　　１２号

物　件　目　録

１　所　　在　　秋田市茨島六丁目

　　地　　番　　３４１番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　９０２．７２平方メートル

２　所　　在　　秋田市茨島六丁目　３４１番地１

　　家屋　番号　　３４１番１の４

　　種　　類　　店舗

　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき平家建

　　床　面　積　　２２５．４８平方メートル

入札時の注意点

■暴力団員等や，役員に暴力団員等がいる法人は，買受人となれません。
■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は，買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要です。

暴力団員等に該当しない旨の 陳述書 （個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※記載に不備があった場合，入札が無効になる場合があります。
※提出後の訂正はできません。

住民票
（個人の場合）

資格証明書
（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが，個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
※住民票は，氏名・住所・生年月日・性別の記載があり，マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
※入札する日において発行後３か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し （宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）
秋田地方裁判所執行官室　☎０１８－８２４－１５１４

令和　８年（ケ）第　　１２号

物　件　明　細　書

令和　８年　８月２４日
秋田地方裁判所民事第２部
裁判所書記官　佐々木　絢　美

1　不動産の表示
【物件番号１，２】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１，２】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号２】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号１】
本件土地上に現存しない建物（家屋番号３４１番１の１、同３４１番１の２、同３４１番１の３）の登記が存在する。

《　注　　意　　書　》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して，裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。（このほか，ＢＩＴのお知らせメニューにも登載されています。）

令和　8年（ケ）第　　12号

物　件　目　録

1　所　　在　秋田市茨島六丁目

　　地　　番　３４１番１

　　地　　目　宅地

　　地　　積　９０２．７２平方メートル

2　所　　在　秋田市茨島六丁目　３４１番地１

　　家屋　番号　３４１番１の４

　　種　　類　店舗

　　構　　造　木造合金メッキ鋼板ぶき平家建

　　床　面　積　２２５．４８平方メートル

令和８年（ケ）第１２号
令和８年３月２６日受理
令和８年５月２７日提出



現況調査報告書

秋田地方裁判所

執行官　佐　藤　智　博

令和８年（ケ）第１２号

物　件　目　録

１　所　　在　　秋田市茨島六丁目
　　地　　番　　３４１番１
　　地　　目　　宅地
　　地　　積　　９０２．７２平方メートル

２　所　　在　　秋田市茨島六丁目３４１番地１
　　家屋番号　　３４１番１の４
　　種　　類　　店舗
　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
　　床　面　積　　２２５．４８平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	秋田市茨島六丁目１番３２号
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件 １ ） □公衆用道路（物件 ） □ （物件 ）
形状	■公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり □土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	３枚目「その他の事項」記載のとおり
建物	物件２
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主である建物 □附属建物） □種 類： □構 造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある ┬ 種 類： 　　 ├ 構 造： 　　 └ 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を店舗（休業中）として占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	３枚目「その他の事項」記載のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある ┬ 地方裁判所 支部 年（ ）第 号 　　 └ 保管開始日 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その　他　の　事　項
1　物件１土地関係 (1) 本件土地は北西側が県道に、南東側が市道にそれぞれ接している。 (2) 本件土地上に、電柱（支線含む）、看板、スチール製組立物置、私設電柱及びケーブルＴＶ電柱がある。 (3) 本件土地上に、現存しない建物３棟（家屋番号３４１番１の１、同３４１番１の２、同３４１番１の３）の登記が存在する 2　物件２建物関係 (1) 本件建物は、回転寿司を営む店舗であるところ、現在は営業していない。店舗入口に１月３１日から２月４日まで臨時休業する旨の張り紙が掲示されていること及び店舗内のレジスターの状況から、回転寿司の営業は令和８年１月３１日から休業したことが推察され、同年２月４日の経過後も現在まで休業状態が続いていると思料された。 (2) 本件建物内には、厨房機器、食器、カウンター、テーブル及び椅子等、回転寿司の業務に使用していた設備等が残されている。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関　係　人　の　陳　述　等	
陳　　述　　者 （当事者等との関係）	陳　　述　　内　　容　　等
■近隣者	1　本件物件は、回転寿司店が休業して以降、何かに使用しているところを見たことはありません。現在は誰も使用していないと思います。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過		
調　査　の　日　時	調査の場所等	調　査　の　方　法　等
令和 8年 3月30日（月） ：　～　：	執行官室	秋田市役所に対し課税台帳等交付申請（郵便）
令和 8年 3月31日（火） 14：20　～　14：30	秋田地方法務局	登記事項証明書等公用取得
令和 8年 4月 8日（水） 13：30　～　13：50	物件所在地	現地所在確認、写真撮影
令和 8年 4月 9日（木） ：　～　：	執行官室	所有者に対し「現況調査期日通知書及び占有関係照会書」発送（郵便）
令和 8年 4月30日（木） 9：20　～　9：40	物件所在地	所有者不在につき外観調査で終了
令和 8年 5月19日（火） 13：15　～　14：20	物件所在地	立入調査、占有調査、図面作成、写真撮影 （評価人同行）
令和 8年 5月25日（月） 15：10　～　15：20	物件所在地	現地再度確認、近隣者から聴取

（特記事項）

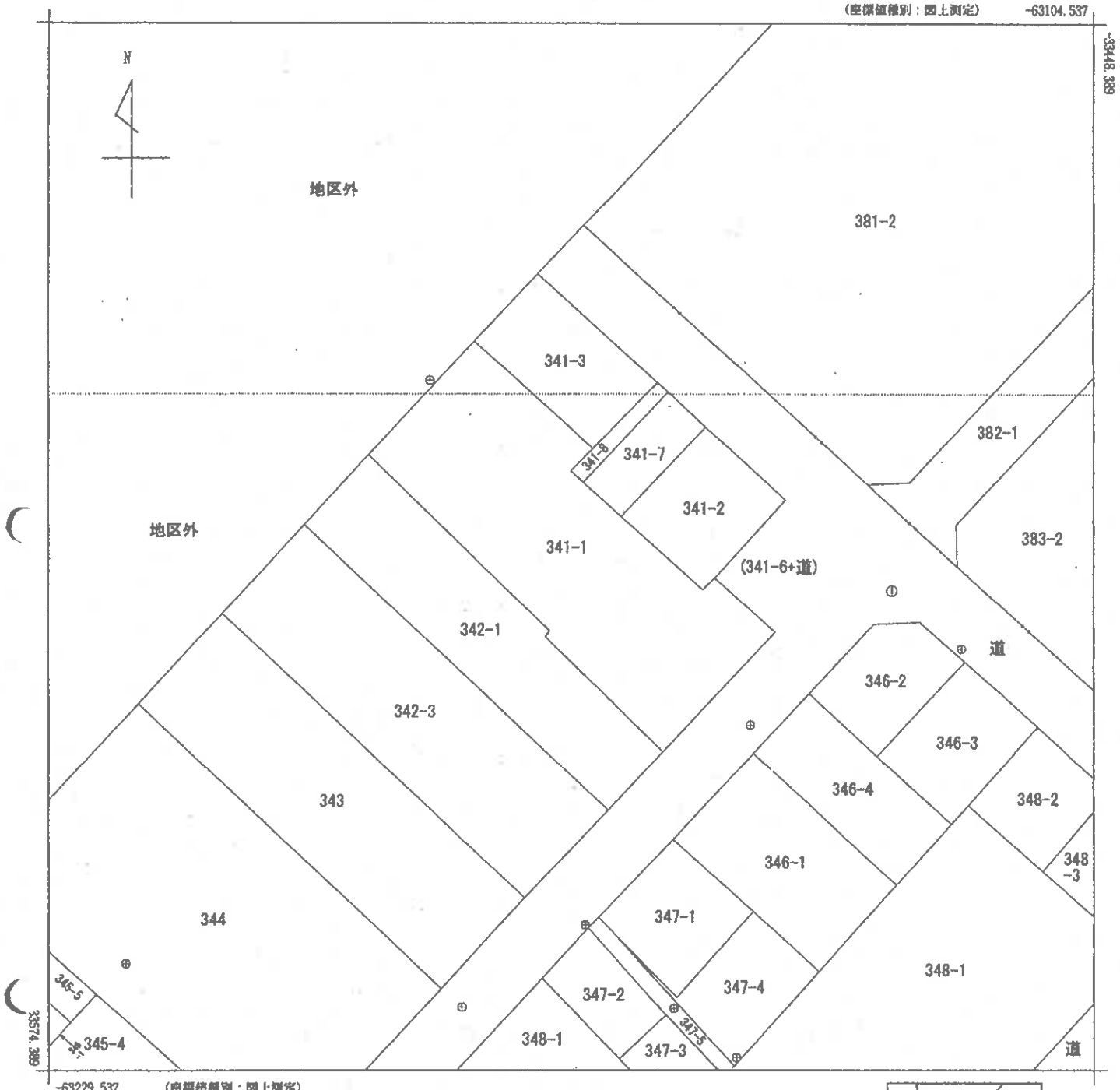
□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■　令和８年５月１９日
　目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

□　令和　　年　　月　　日

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出

茨島4丁目

茨島6丁目

請求部分	所在	秋田市茨島六丁目				地番	341番1		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	法務局作成地図
作成年月日	昭和63年2月5日			備付年月日(原図)	昭和63年3月1日	補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

A３版からA４版に縮小

(秋田地方法務局管轄)

令和8年1月20日

宇都宮地方法務局

地図整理番号：M58153　　登記官

(1/1)

登記年月日：平成26年8月26日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（秋田地方法務局管轄）
令和8年1月20日　宇都宮地方法務局
登記官

（7枚目）

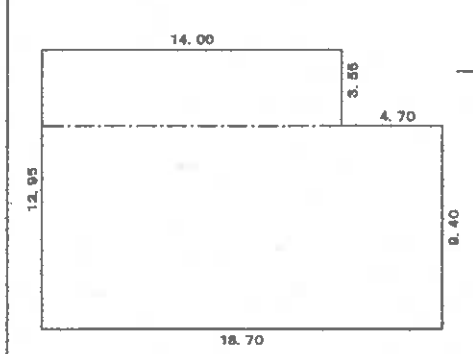
A3版からA4版に縮小

地図整理番号：M58156

各階平面図

家屋番号	341番1の4
建物の所在	秋田市茨島六丁目341番地1

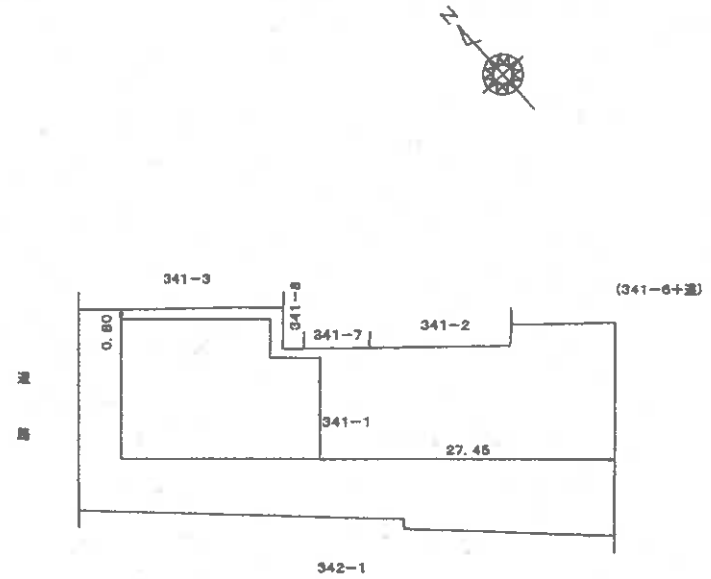
建物図面



求積表

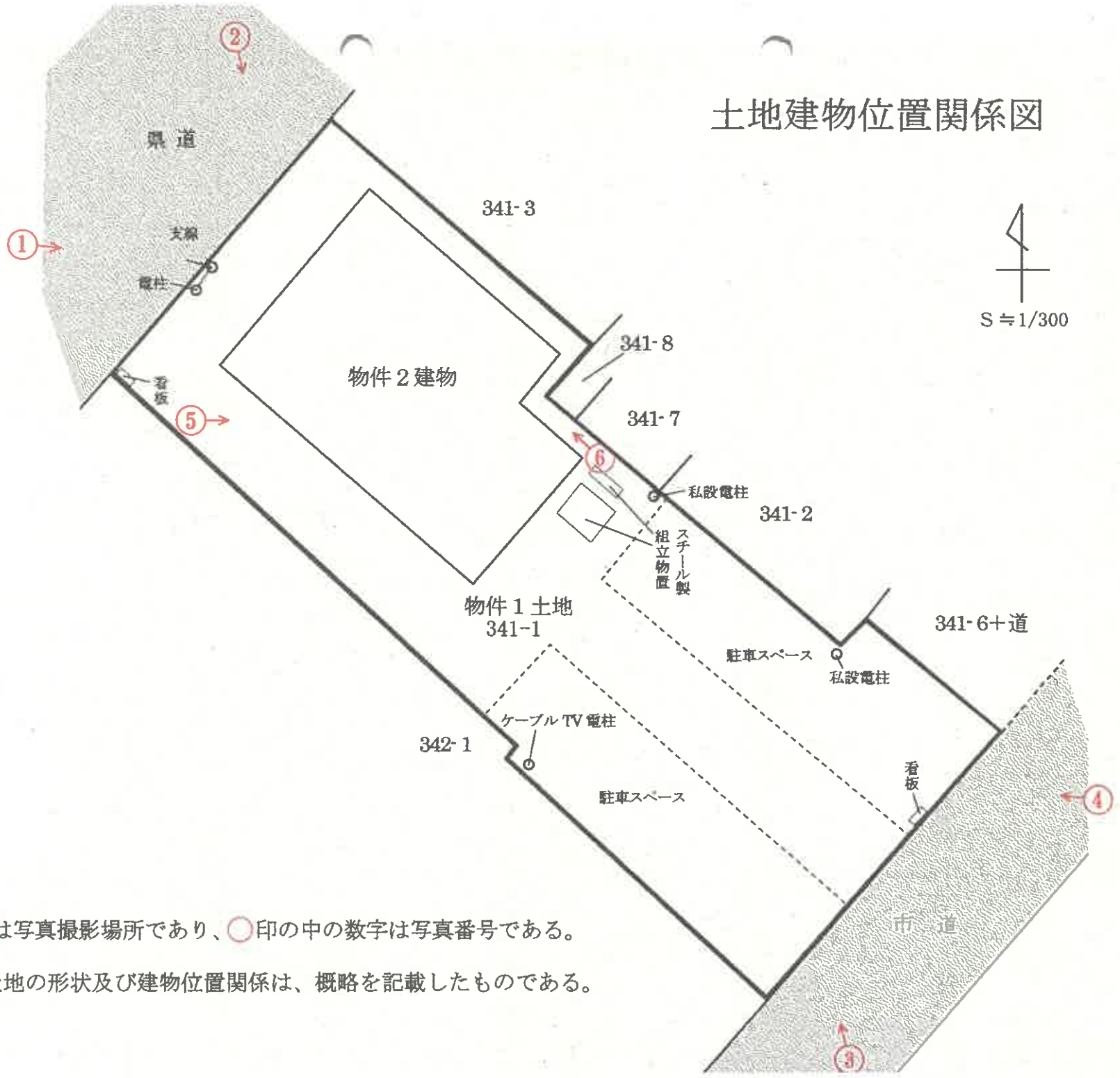
14.00	×	3.55	=	49.7000
18.70	×	9.40	=	175.7800
		計		225.4800

床面積　225.48 ㎡



作成者		縮尺	1／250
申請人		縮尺	1／500

土地建物位置関係図

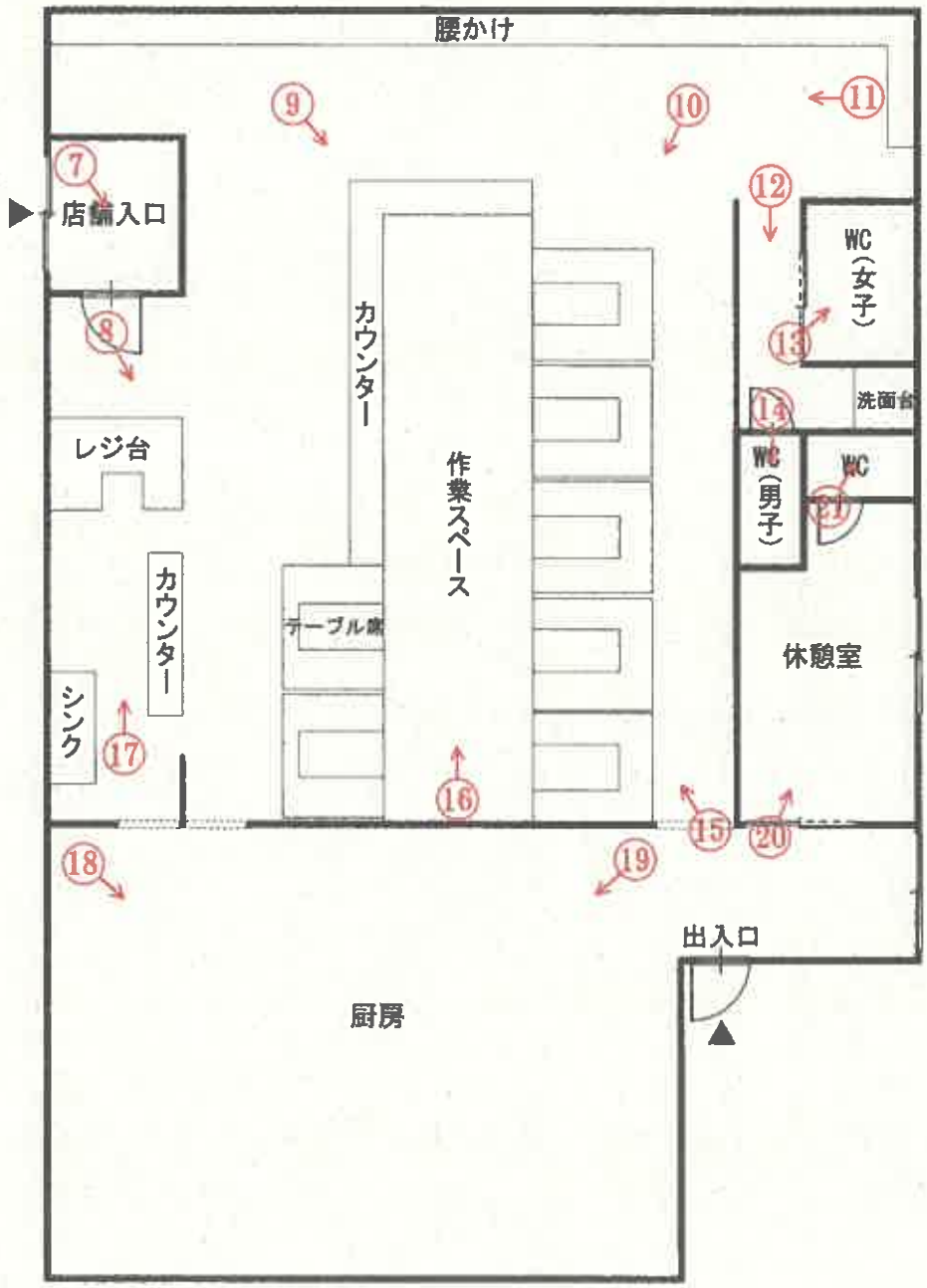


◯は写真撮影場所であり、◯印の中の数字は写真番号である。

※土地の形状及び建物位置関係は、概略を記載したものである。

（８枚目）

建物間取図



◯は写真撮影場所であり、◯印の中の数字は写真番号である。

写真番号１



写真番号２



物件２建物　　スチール製組立物置

写真番号３



写真番号４



写真番号５



写真番号６



写真番号７



物件２建物内部の状況

写真番号８



前同

写真番号９



前同

写真番号１０



前同

写真番号１１



前同

写真番号１２



前同

写真番号１３



前同

写真番号１４



前同

写真番号１５



前同

写真番号１６



前同

写真番号１７



前同

写真番号１８



前同

写真番号１９



前同

写真番号２０



前同

写真番号２１



前同

秋田地方裁判所
民事部
-8. 6. -1
受付
第
号

令和８年（ケ）第　１２　号
令和８年５月１９日　現地調査
令和８年６月　１日　評　　価

秋田地方裁判所　御中

評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士

千田幸紀

第１　評価額

一　括　価　格		
金	31,985,000	円
内　訳　価　格		
物件１（土地）	金	21,827,000　円
物件２（建物）	金	10,158,000　円

１　一括価格は、物件１・２の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１の内訳価格は物件２のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件２の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については，ほぼ登記上と同じ

番号	所在等	登　　記	現　　況
1	所　　在 地　　番 地　　目 地　　積	秋田市茨島６丁目 ３４１番１ 宅地 ９０２．７２㎡	
2	所　　在 家屋番号 種　　類 構　　造 床　面　積	秋田市茨島６丁目３４１番地１ ３４１番１の４ 店舗 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 ２２５．４８㎡	

番号	特　　記　　事　　項
1	土地上に現存しない建物３棟（家屋番号３４１番１の１、同３４１番１の２、同３４１番１の３）の登記が存する。

第４　目的物件の位置・環境等

１　対象土地の概況及び利用状況等（物件１）

位置・交通	最寄駅：　ＪＲ奥羽本線「秋田」駅から南西方約4.6㎞（以下道路距離） 最寄公共施設：　「秋田市役所」の南方約3.4㎞ 最寄商業施設：　「イオンタウン茨島」の南西方近接	
付近の状況	受命物件は、県道沿いに郊外型店舗が連たんする路線商業地域内に位置している。地勢は周辺を含めほぼ平坦である。県道の交通量が多いことから多用途な店舗が存しており、まとまった土地に対する需要は多いことから、地価は安定傾向で推移すると予測する。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第１種住居地域 60% 200% 特になし 立地適正化計画区域居住誘導区域内・都市機能誘導区域外
画地条件	・間口　北西側約19m ・奥行　約50m ・形状　略長方形地 ・地勢　概ね平坦地。 ・地積　公簿902.72㎡。公図との照合から現況も一致。 ・接道　二方路	
接面道路の状況	・北西側道路：有効幅員約16m舗装県道（建築基準法第42条第1項第1号道路）。宅盤は道路とほぼ等高。 ・南東側道路：有効幅員約8m舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）。宅盤は道路とほぼ等高。	
土地の利用状況等	・物件２（店舗）の敷地として利用している。 ・隣地の状況 北東側：店舗、事業所、戸建住宅　　北西側：県道を介して工場 南東側：市道を介して戸建住宅　　南西側：事業所	
供給処理施設（宅地内引込）	上水道　あり（建物への接続：あり） ガス配管　あり（建物への接続：あり） 下水道　あり（建物への接続：あり）	
特記事項	①現地調査、官庁公表資料等を勘案する限度において、土壌汚染の可能性を有する用途で使用された公算は低いと考えられる。したがって、土壌汚染が価格形成に大きな影響を与えることがないと判断されるので、価格形成要因から除外して評価する。 ②周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ③水害及び津波ハザードマップによると、水害想定は0.5m～3.0m未満、津波想定は0.5m～1.0m未満、	

2　建物の概況及び利用状況（物件２）

建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）　平成２６年８月２日新築 経過年数　約　12 年 経済的残存耐用年数　約　18 年
仕様	構　造：木造 屋　根：亜鉛メッキ鋼板 外　壁：サイディング（一部モルタル吹付） 内　壁：クロス等 天　井：クロス、吸音ボード等 床　：Pタイル、塩ビシート、土間コンクリート等 設　備：電気、給排水、衛生設備等 そ の 他：自動ドア、業務用空調
床面積（現況）	登記面積とほぼ一致
現況用途等	現況用途：店舗 間取り：添付資料の建物間取図のとおり
品等	使用資材から品等は普通と判定した。
保守管理の状態	所有者の立会ができなかったことから詳細は不明であるが、特段大きな損傷等は見られなかった。令和8年1月末頃まで、回転寿司を営業していたため、同業関連の厨房機器、テーブル・椅子、回転寿司のカウンター等の備え付け家具はそのままの状態であるものの、比較的整理されている。 以上より維持管理状態は普通であると判断した。
建物の利用状況	所有者が空店舗（以前は回転寿司）として利用しており、他占有はない。
特記事項	①建物の南東側にスチール製組立物置２棟存しているが、主建物の従物として取り扱った。 ②対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

（１）建付地価格（物件１）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 （円／㎡） ア	個別 格差 イ	地積 （㎡） ウ	建付減価 エ	建付地価格（円） *千円未満四捨五入 ア×イ×ウ×エ
1	40,000	1.01	902.72	1.00	36,470,000

ア　**標準画地価格**（公示価格等からの規準）

標準画地を幅員約１６ｍ舗装県道に北西側で接面する長方形（約900㎡）とした。

地価調査　秋田（県）５－８

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準画地価格
59,000 円/㎡	102.4 ／ 100 ×	100 ／ 100 ×	100 ／ 151 ≒	40,000 円/㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：概ね標準的画地±0%

◇地域格差：街路±0%　交通接近±0%　環境＋45%　行政＋4%

相乗積 1.00×1.00×1.45×1.04≒1.51

イ　**個別格差**：　……画地＋1%（二方路＋3%、形状▲2%　相乗積1.03×0.98≒1.01）

ウ　**地積**：……登記数量による

エ　**建付減価**：……建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

（２）建物価格（物件２）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 （円／㎡） ア	現況延床面積 （㎡） イ	現価率 ウ	建物価格（円） *千円未満四捨五入 ア×イ×ウ
2	210,000	225.48	0.302	14,300,000

ウ　**現価率**

＜主建物＞

・経過年数　12 年、経済的残存耐用年数 18.0 年、残価率　5% として定率法（現価率 0.302 ）と観察減価法（経年劣化による修繕の可能性、維持管理状態等を総合的に考慮し、減価率を0%と査定）を併用して下記の通り査定した。

・現価率＝ 0.302 ×（1-0.00 ）≒ 0.302

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①　土地利用権等価格

番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） *千円未満四捨五入 ア×イ
1	36,470,000	0.05	法定地上権不成立	1,824,000

イ　土地利用権等割合：本件建物の敷地利用権を法定地上権不成立と判定した。法定地上権不成立については、占有の経緯、建物の耐用年数や構造、建物が容易に撤去できないため事実上利用できる利益等を勘案し、敷地占有利益として5%を計上した。

②　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格（円） ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円） イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円） *千円未満四捨五入 （ア＋イ）×ウ×エ×オ
1	36,470,000	-1,824,000		0.9	0.70	21,827,000
2	14,300,000	+1,824,000	1.0	0.9	0.70	10,158,000
一括価格（合計）						31,985,000

ウ　占有減価修正：特になし。

エ　市場性修正：残置された厨房機器、食器、カウンター、テーブル及び椅子等の処分の可能性を考慮し、市場性減価として修正を施した。

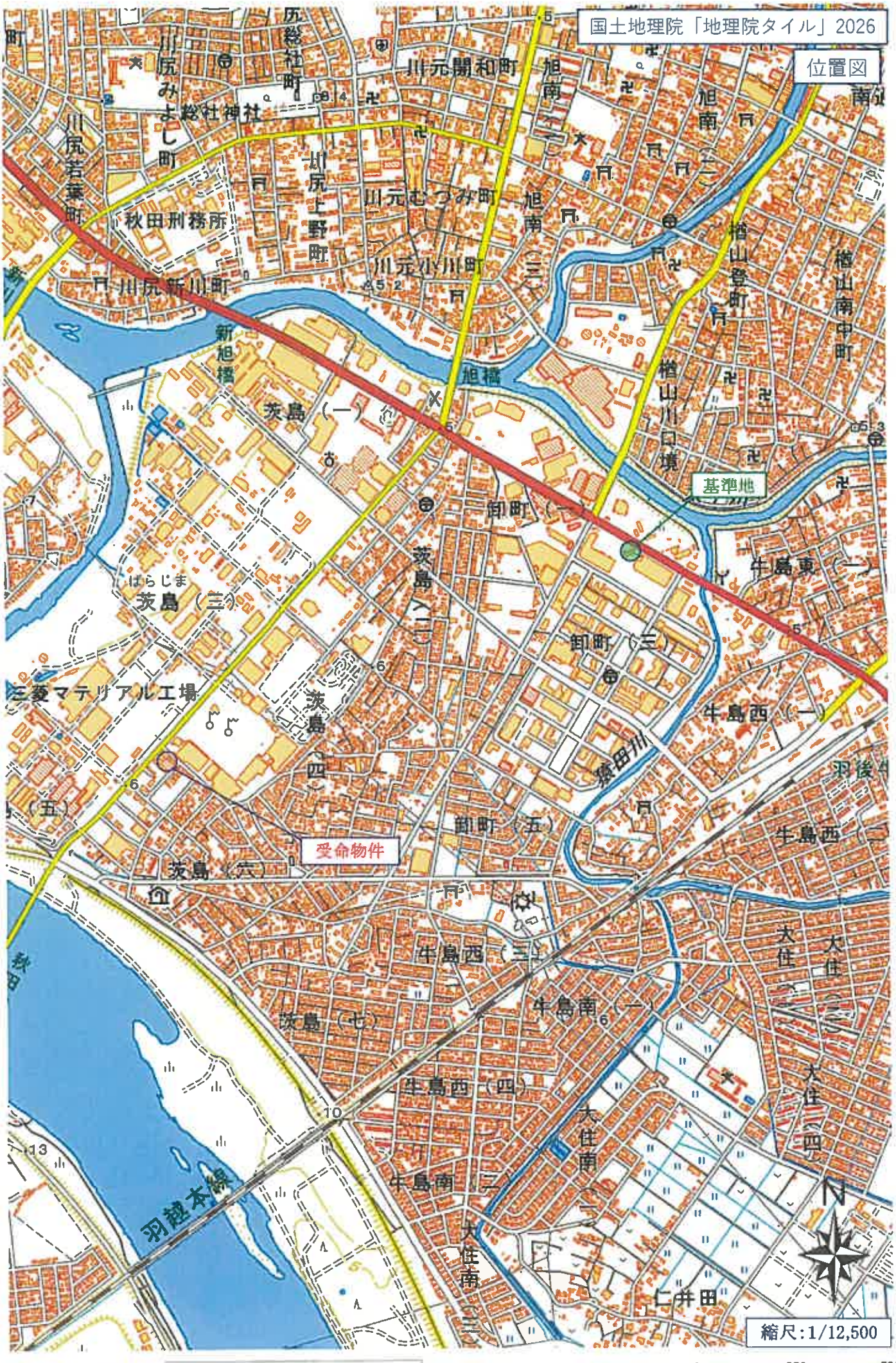
オ　競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

地　価　調　査：秋田（県）５－８
所　　在：秋田市卸町２丁目１６７番１「卸町２－３－１」
価　　格：５９，０００円/㎡
位　　置：ＪＲ奥羽本線「秋田」駅の南西方道路距離約３．１ｋｍ
価　格　時　点：令和７年７月１日
地　　積：６７１㎡
供給処理施設：水道
接　面　街　路：北東側２３ｍ国道
用途指定等：市街化区域、商業（８０％、４００％）、準防火
地域の概要：中規模の店舗、営業所が国道沿いに連たんする商業地域

第７　附属資料

1　位置図（広域図）
2　位置図（拡大図）
3　法第１４条地図写し
4　地積測量図写し（残地部分）
5　建物図面・各階平面図写し
6　建物配置図
7　建物間取図



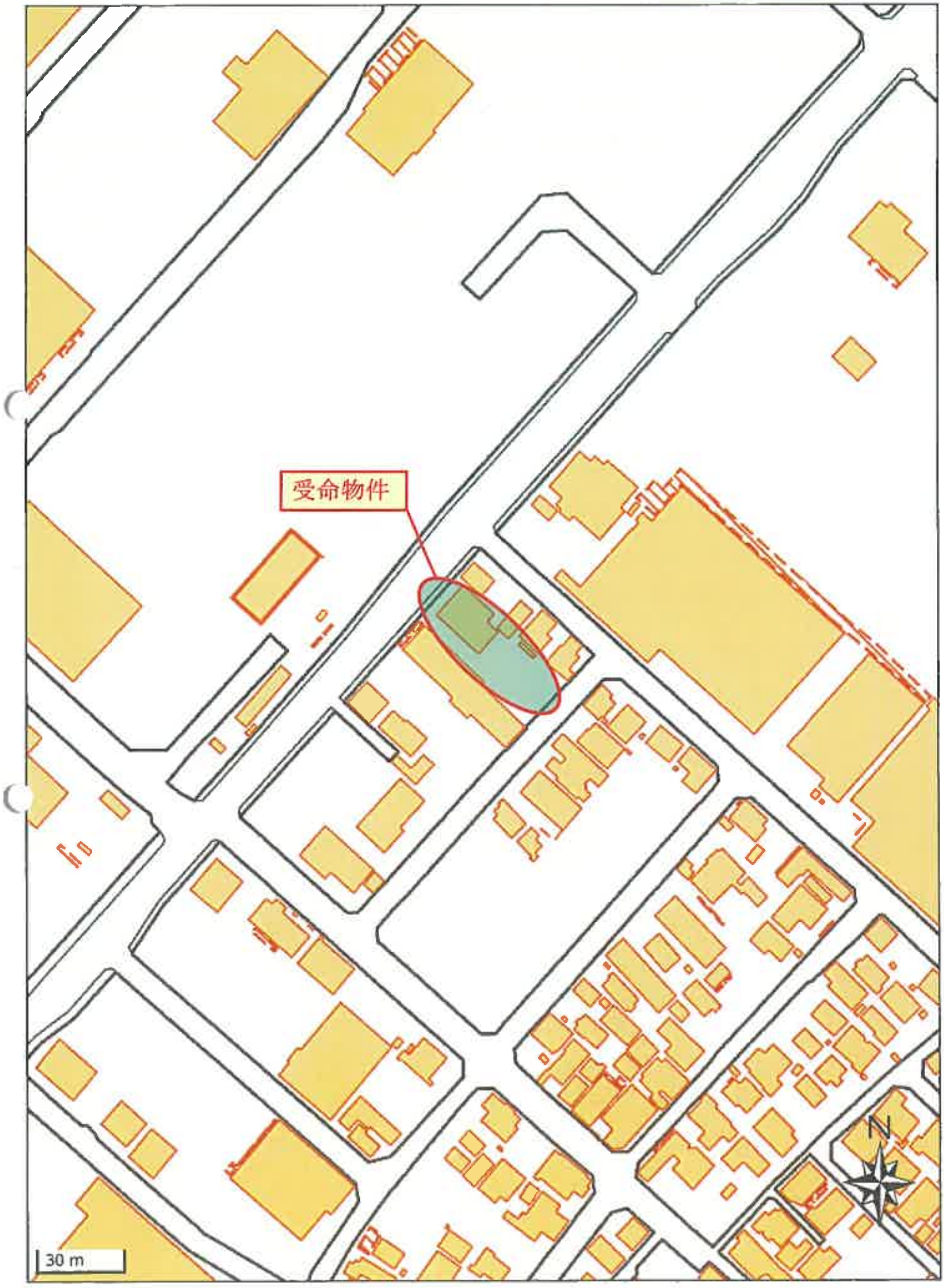
縮尺: 1 / 12,500

地理院タイル（国土地理院）を利用して作成

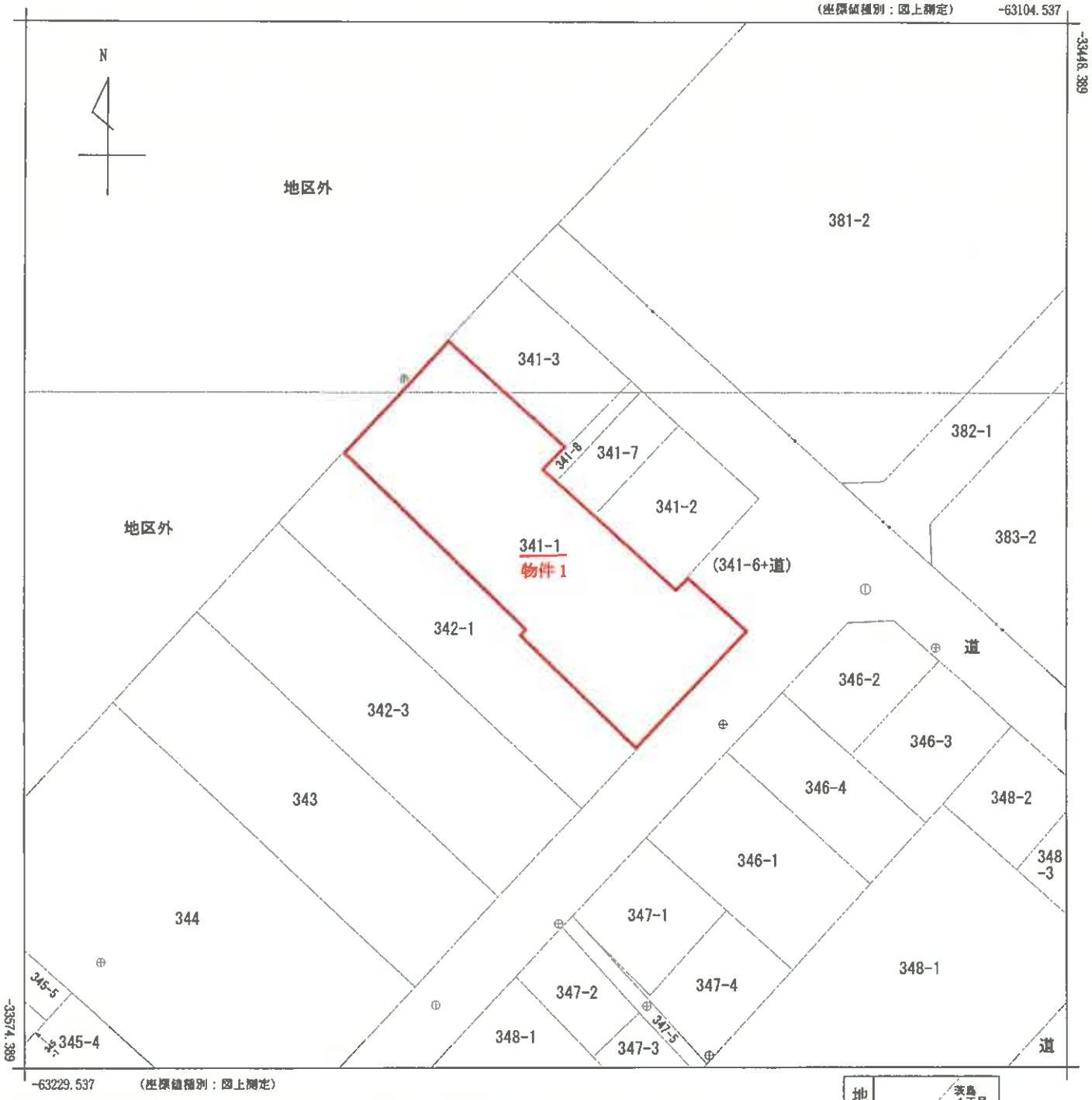
0 250 500m

地理院地図
GSI Maps

地理院地図 GSI Maps 2026



表示年月日：２０２６／０３／３１



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。



請求部分	所在	秋田市茨島六丁目				地番	341番1		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	法務局作成地図
作成年月日	昭和63年2月5日			備付年月日(原図)	昭和63年3月1日	補記事項			

A３版をＡ４版に縮小

登記年月日：平成12年10月18日

312693

地番	341-1 341-8
土地の所在	秋田市茨島六丁目

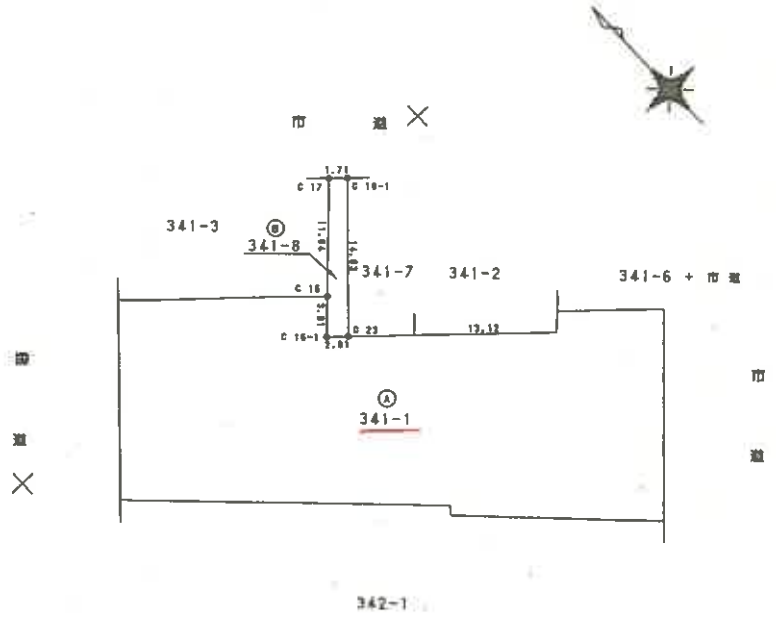
地積測量図

受命物件1
残地部分

座標求積表

求積	ⓑ 341-8			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn−1)Yn	辺長
C 23	-33810.622	-62868.774	-598322.122158	14.83
C 10-1	-33799.759	-62858.674	-755561.261480	1.71
C 17	-33798.602	-62859.936	426001.786272	11.04
C 16	-33806.536	-62867.615	671048.922510	3.81
C 16-1	-33809.276	-62870.267	256887.910962	2.01
		倍面積	55.236106	
		面積	27.6180530	
		地積	27.61 ㎡	

残地番	Ⓐ 341-1		
公簿	930.3458120	登記	27.6180530
		残地	902.7277590
		地積	902.72 ㎡



境界標の種類	境界（測点番号）
コンクリート杭	C 23
合成樹脂杭	C 16-1
金属鋲	C 10-1, C 17

ブロック塀角 C 16

作製者	[redacted] (平成 12年 8月 5日作製)	申請人	[redacted]	縮尺	1/500

（秋田県土地家屋調査士会統一用紙）

H12.10.18

A3版をA4版に縮小

表示年月日：2026/03/31

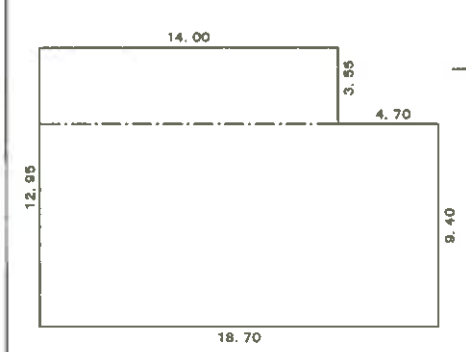
登記年月日：平成26年8月26日

各階平面図

家屋番号	341番1の4
建物の所在	秋田市茨島六丁目341番地1

建物図面

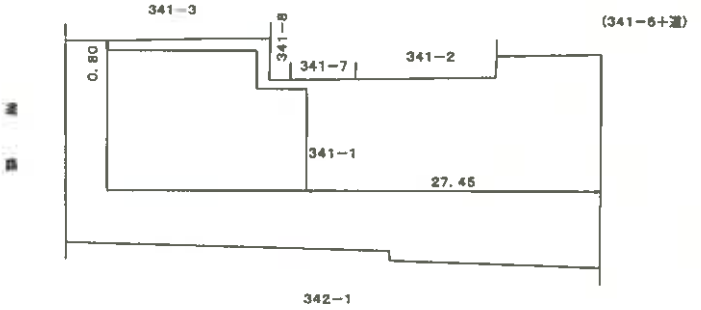
受命物件２



求積表

14.00	×	3.55	=	49.7000
18.70	×	9.40	=	175.7800
		計		225.4800

床面積　225.48 ㎡

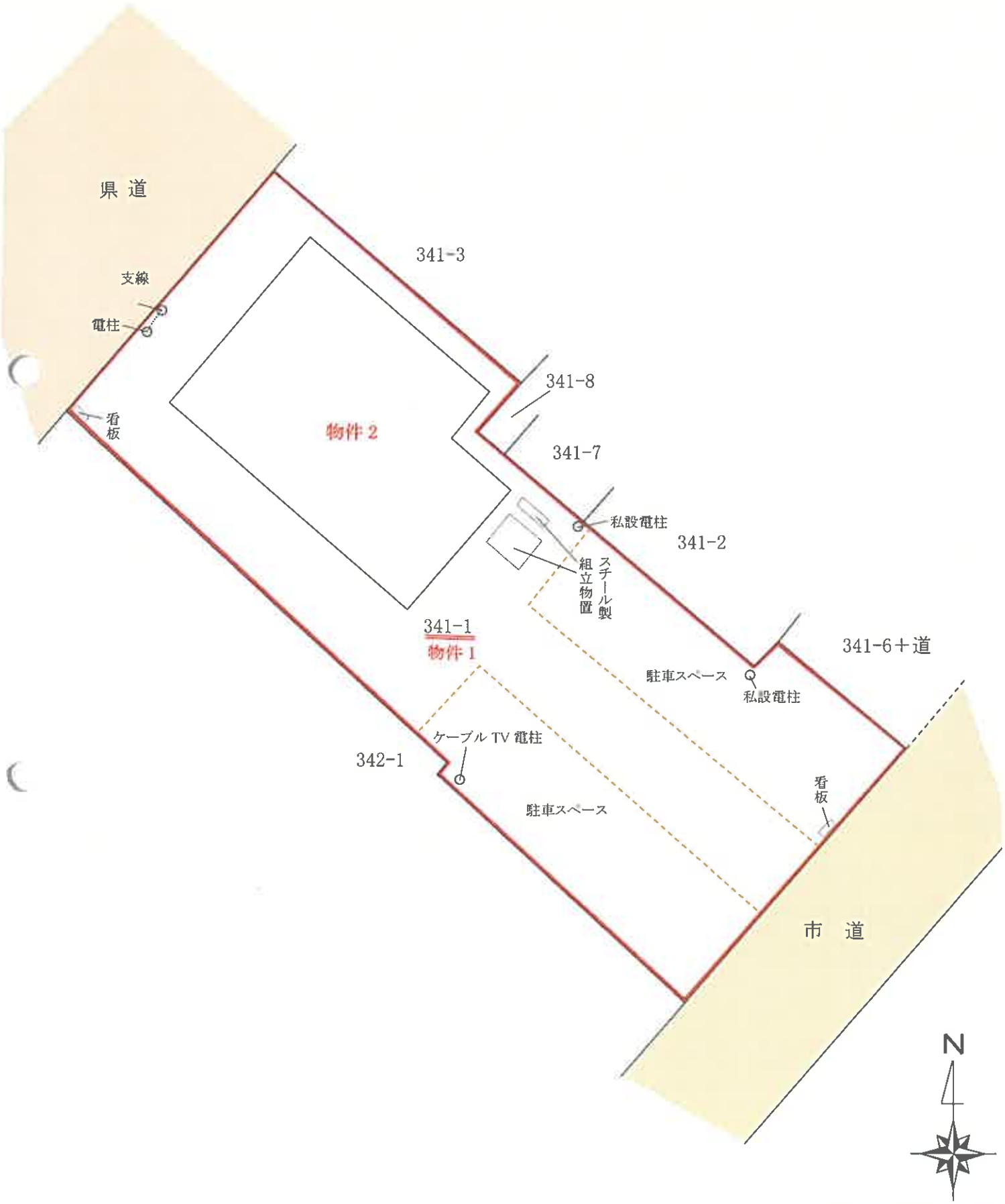


作成者	[redacted]	縮尺	1／250
	（平成26年8月20日作成）		

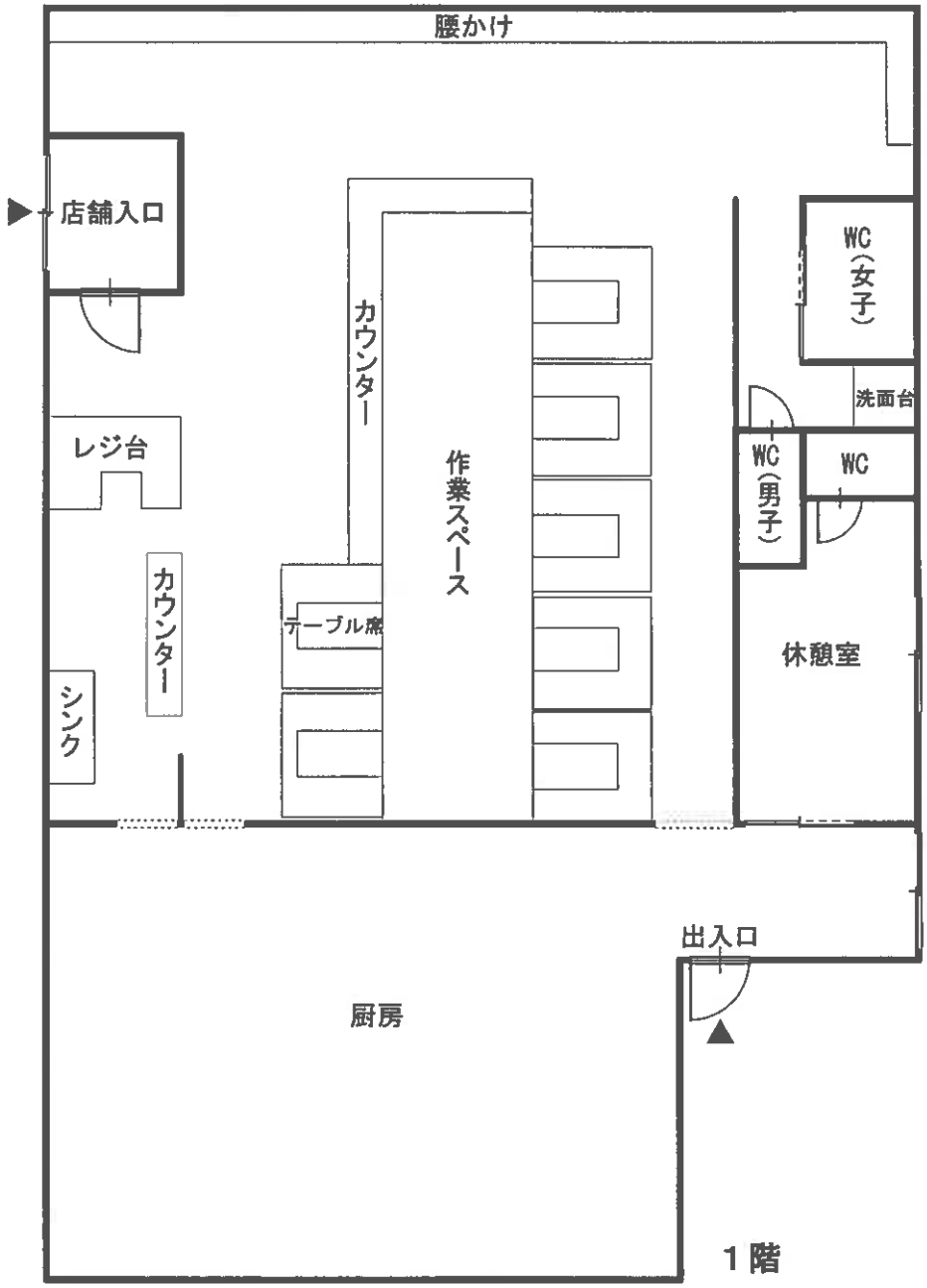
申請人	[redacted]	縮尺	1／500

A３版をＡ４版に縮小

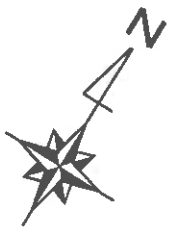
表示年月日：2026/03/31


県 道
341-3
支線
電柱
看板
物件２
341-8
341-7
私設電柱
341-2
スチール製
組立物置
341-1
物件１
341-6＋道
駐車スペース
私設電柱
ケーブル TV 電柱
342-1
駐車スペース
看板
市 道
N

１／３００
建物配置図



１階　登記記載床面積とほぼ一致



建物間取図